

**第8期河内長野市高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画
【概要版】**



令和3（2021）年3月
河内長野市

計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年 3 月に「地域包括ケア推進計画」として位置づけした「第 6 期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の基本方針を継承した「第 7 期計画」を平成 30 年 3 月に策定し、これらの計画に基づく様々な高齢者施策の展開と適正な介護保険事業の運営を進めてきました。

本計画は、本市の高齢者関連施策の基本的な方向性を示すとともに、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とし、令和 7（2025）年及び令和 22（2040）年を見据えた地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム構築の着実な取り組みを進めるため策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定める「老人福祉計画」と介護保険法第 117 条第 1 項に定める「介護保険事業計画」の両計画を一体的に策定するものです。

また、厚生労働省が示す「基本指針」及び「大阪府高齢者計画 2021」、「大阪府医療計画」等との整合性を図るとともに、「河内長野市第 5 次総合計画」「かわちながの つながり・支えあい推進プラン（河内長野市第 4 次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第 3 次地域福祉活動計画）」、「河内長野市第 3 次障がい者長期計画」、「河内長野市第 6 期障がい福祉計画」等の関連計画と連携・調和を図りながら策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

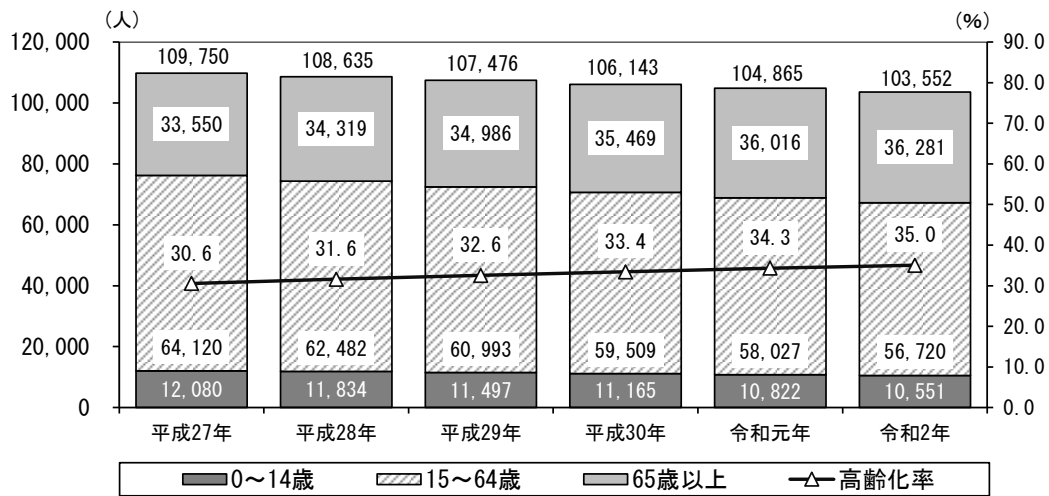
なお、次回は令和 5 年度に見直しを行い、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする新たな計画を策定します。

第 7 期			第 8 期			第 9 期		
平成 30 年度 (2018 年)	令和 元年度 (2019 年)	令和 2 年度 (2020 年)	令和 3 年度 (2021 年)	令和 4 年度 (2022 年)	令和 5 年度 (2023 年)	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)
前計画の対象期間			本計画の対象期間			次期計画の対象期間		

高齢者を取り巻く状況

1. 市の人口と高齢化率

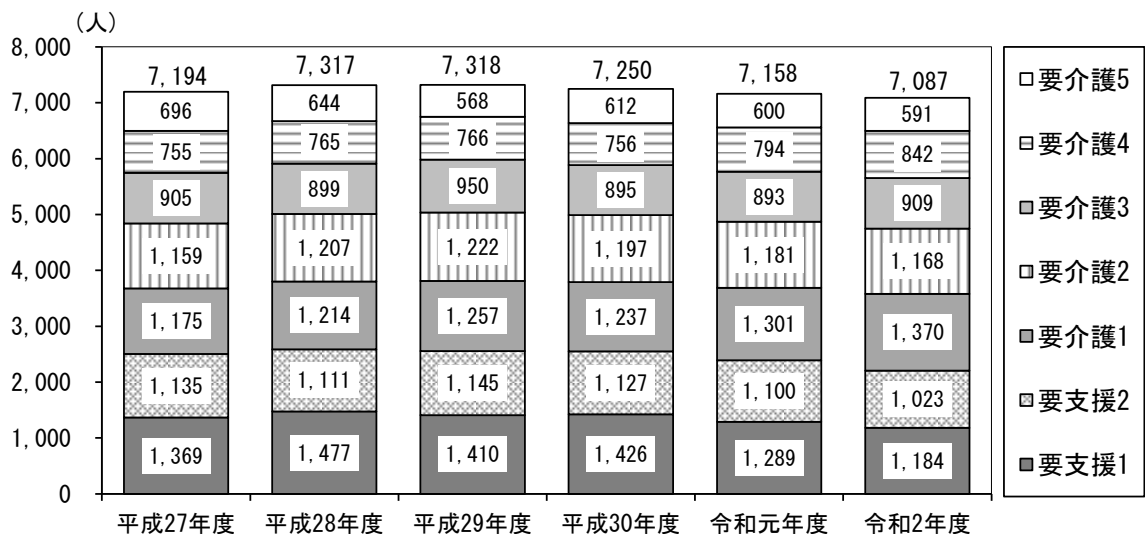
本市の人口は、緩やかに減少傾向で推移しており、令和2年は103,552人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しています。一方、65歳以上の老年人口は増加しており、令和2年の高齢化率は35.0%となっています。



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

2. 要支援・要介護認定者数の推移

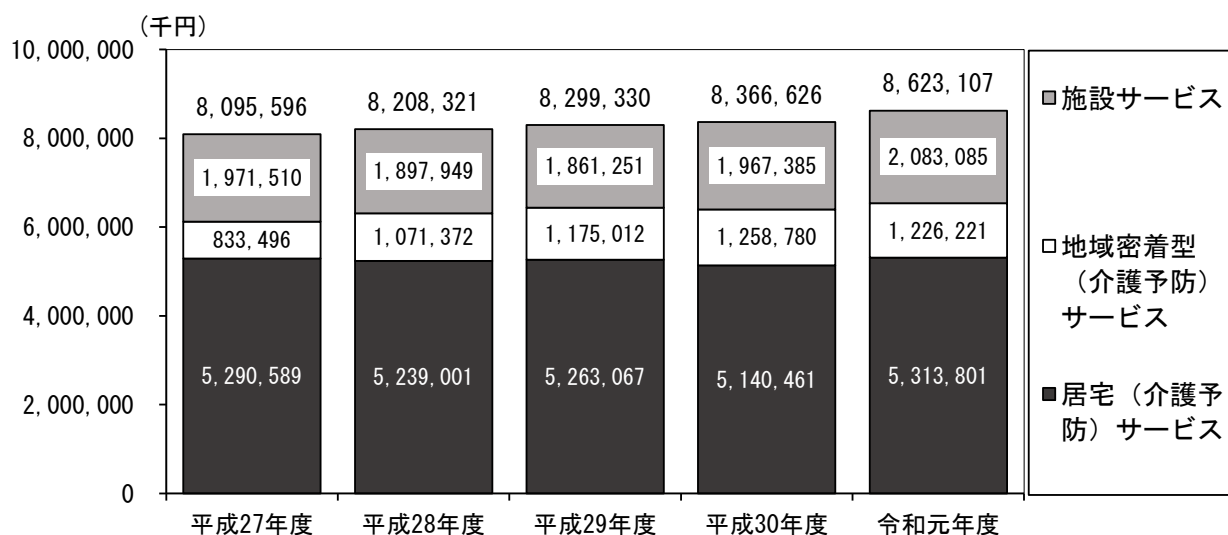
本市の要支援・要介護認定者は、令和2年9月末時点で7,087人となっており、平成30年より減少傾向で推移しています。また、令和2年度途中からは、徐々に増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

3. 介護保険事業における給付費の状況

介護保険サービス給付費は経年的な増加傾向にあり、令和元年度の居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービスを合わせた総給付費は約 86 億 2310 万円となっています。



出典：介護保険事業状況報告（平成 27～平成 30 年度は年報、令和元年度は月報の 12 か月累計）

※端数処理の関係上、各事業の計は一致しない場合があります。

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

◆長寿社会を支える仕組みをつくる

高齢者が人として尊厳を保ち、虐待などを受けることなく、また介護が必要な状態になっても、自らの意思に基づき、保険・医療・福祉のサービスを受けながら、できる限り住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう、市民との協働により、長寿社会を支える仕組みづくりに努めます。

◆健やかで安心できる暮らしを支援する

高齢者ができる限り長く健康を保持しながら、地域の人々とともに健やかで安心できる暮らしの支援に努めます。

◆生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する

価値観やライフスタイルがより多様化するなか、高齢者自らがその人に合った「生きがい」を発見し、地域の人とふれあいながら、自分らしいいきいきとした暮らしができるよう、支援に努めます。

2. 施策展開の基本目標

1. 地域包括ケアシステム構築の基盤づくり
2. 介護予防と健康づくりの推進
3. 認知症施策の推進
4. 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり
5. 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり
6. 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

3. 高齢者保健福祉計画の施策展開

基本目標 1 地域包括ケアシステム構築の基盤づくり	(1) 地域包括支援センター事業の推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域包括支援センターの評価と情報の公表
	(2) 地域ケア会議の推進	① 地域ケア会議の推進
	(3) 在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療・介護連携の推進
	(4) 地域における支えあい体制の整備	① 相談体制の充実 ② 地域の見守り・支えあい体制の推進 ③ 生活支援体制整備の推進 (生活支援コーディネーターと協議体活動の推進) ④ 家族介護者のための支援
	(5) 日常生活を支えるサービスの充実	① 在宅高齢者福祉サービスの充実
	(6) 介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営	① サービスを円滑に利用するための支援 ② 介護サービスの質の向上 ③ 介護給付等適正化事業の推進
基本目標 2 介護予防と健康づくりの推進	(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防・生活支援サービス事業の推進 ② 一般介護予防事業の推進 ③ 自立支援型ケアマネジメントの推進 ④ 多様な主体による介護予防活動の推進
	(2) 健康づくりの啓発と支援	① 健康教育の推進と意識の啓発 ② 生活習慣病予防対策の強化 ③ がんの早期発見・早期治療の推進 ④ 地域活動の支援 ⑤ 中高年期からの健康づくり
基本目標 3 認知症施策の推進	(1) 認知症の人とその家族等への支援体制の充実	① 認知症の人と共生する地域支援体制の構築 ② 本人支援・若年性認知症の人への支援 ③ 認知症家族介護者への支援 ④ 認知症の容態に応じた適時・適切な対応の推進 ⑤ 認知症予防の推進
基本目標 4 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり	(1) 高齢者虐待防止の推進	① 人権の尊重・権利擁護の啓発 ② 相談支援体制の強化と対応力の向上 ③ 高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築 ④ 緊急シェルターや措置制度等の活用 ⑤ 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み
	(2) 成年後見制度の利用促進	① 成年後見制度の利用促進 ② 市民後見人の養成と支援
基本目標 5 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり	(1) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進	① 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ② 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
	(2) 災害時等における高齢者支援体制の確立	① 災害時等のネットワークづくり
基本目標 6 高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進	(1) 高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進	① 地域共生社会の実現に向けた居場所づくりの推進 ② 老人クラブ活動の支援 ③ 雇用・就労の支援 ④ シルバー人材センターへの支援

施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステム構築の基盤づくり

(1) 地域包括支援センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域包括支援センターの適切な人員・人材の確保に努め、質の高い支援業務が行えるよう職員のスキルアップに努めます。○毎年具体的な運営方針、目標、重点課題等を設定し、効果的な事業運営を推進します。○地域包括支援センター業務の進捗状況等を的確に把握し、毎年の事業実績について、地域包括支援センター運営協議会において適正な評価・点検を実施します。○ホームページ、市広報紙、パンフレット等を用いて、あらゆる機会を通じた積極的な情報発信に努めます。
(2) 地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none">○複雑化・複合化する生活課題の解決に向けて、多職種専門職や関係者・関係機関と連携した「個別地域ケア会議Ⅰ」の開催を促進します。○自立支援の促進と重度化防止のケアマネジメントの推進を図るため、多職種専門職による「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」でのケース検討を進めます。○幅広い関係機関相互の間で地域の課題や情報を共有するため、職種や施策課題に応じた重層的な地域ケア会議の運営に努めます。
(3) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none">○河内長野医師会地域連携室を医療・介護連携の拠点として、「れんけいカフェ」等の運営や「ブルーカードシステム」の運用、多職種連携研修会の実施など、医療・介護・福祉分野の連携強化に向けた様々な取り組みを行います。
(4) 地域における支えあい体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○各地域包括支援センターは、地域での機動力をさらに高め、関係機関や専門職との調整を図りながら、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族に対し、きめ細やかな相談支援業務を実施します。○地域コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、高齢者をはじめとした支援を必要とする人々を対象に、関係機関や各種団体と連携した相談支援業務を実施します。○民生委員・児童委員や地区福祉委員会、老人クラブ等による地域の見守り活動の実施を支援します。○第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心に、地域の情報共有や課題検討を行う「協議体活動」を推進し、地域におけるインフォーマル・サービス資源の創出を図ります。○地域包括支援センターは、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、家族介護者を対象にした教室開催や交流の場の促進を図ります。
(5) 日常生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくために、在宅高齢者の生活ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

<p>(6)介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認定業務の公平・公正性を確保するとともに、サービス利用にかかるきめ細やかな相談を行うなど、介護保険を円滑に利用するための支援に取り組みます。 ○介護サービスの実態把握・分析、情報共有、助言などを通じて、介護サービスの質の向上に取り組みます。 ○「第5期大阪府介護給付適正化計画」及び「第5期河内長野市介護給付適正化実施計画」に基づき、適切なサービスの確保と適正な利用に努めます。
------------------------------------	--

基本目標 2 介護予防と健康づくりの推進

<p>(1)自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業者による円滑なサービスの提供を図るとともに、NPOや民間企業、ボランティア団体など、地域の多様な主体によるサービス事業の参入を支援します。 ○「元気アップ教室」等を各地域で開催し、身近な場所での介護予防活動の展開を推進するとともに、地域住民主体による活動の円滑な運営を図るため、必要な支援を行います。 ○多職種専門職が参加する「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」を定期開催し、自立支援型ケアプラン作成を支援します。 ○地域住民主体による介護予防運動の集いの場の立ち上げ・継続を支援するため、「元気アッププラス教室」の実施や「元気アップフレンズ」の養成などを進めます。
<p>(2)健康づくりの啓発と支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりに関する正しい知識や情報の提供を行うなどの啓発に努め、市民自らが健康手帳などを活用して、自己の健康管理が行えるよう支援します。 ○疾病の早期発見・治療はもとより、食生活・運動習慣・喫煙などの生活習慣を改善して健康を保持し、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた取り組みを進めます。 ○がん対策基本法に基づき、がん予防についての情報提供体制を充実させます。また、健康教育・健康相談を通じて、がん予防につながる生活習慣の改善に向けた支援をします。 ○地域における様々な市民グループなどとの連携により、住み慣れた地域に根ざした健康づくりを市民自らが継続的に取り組めるよう、活動を支援します。 ○栄養・食生活の改善、禁煙などによる中高年期における健康づくり、生活習慣病予防に取り組みます。

基本目標 3 認知症施策の推進

<p>(1) 認知症の人とその家族等への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none">○認知症地域支援推進員は、認知症支援施策の総合的な推進役として認知症の人や家族等への個別相談支援活動に努めるとともに、医療・介護等の支援機関と連携し、地域における認知症支援ネットワークの構築を進めます。○「河内長野市認知症あったか安心マップ」を作成し、地域住民や支援関係機関に配布することにより、認知症ケアについての情報の普及を進めます。○認知症に対する正しい理解の普及に努め、認知症啓発講演会や「RUN伴」、「ONE HEART ソフトボール大会」など、認知症の人や家族が共に参加できる啓発イベント等の実施を支援します。○「認知症サポーター養成講座」を計画的に実施するとともに、小・中学校における「認知症ジュニア☆サポーター養成講座」の実施を推進します。○「認知症キャラバンメイト」が効果的なサポーター講座を行えるよう、「キャラバンメイト・フォローアップ研修」等を実施し、スキルアップを図ります。○「まちかどカフェ（認知症カフェ）」等で活動するボランティア「認知症パートナー」の養成を進め、認知症の人の社会参加を援助する人材の育成を進めます。○認知症の人たちが、集い、ともに活動する「当事者の集いの場」や「本人ミーティング」等の活動を支援します。○地域で暮らす認知症の人や家族に寄り添い、個別支援を行う「チームオレンジ」等の活動を支援します。○認知症家族の会の活動支援に努めるとともに、「認知症家族介護者教室」や家族同士が交流できる場を開催し、介護者の負担の軽減を図ります。○認知症高齢者等の一人歩きによる事故等を未然に防ぐため、「認知症高齢者SOSネットワーク」事業の充実を図るとともに、地域における模擬訓練の実施等を通じて、地域住民による見守り体制の構築を図ります。○初期段階の認知症高齢者に包括的・集中的な援助を行う「認知症初期集中支援事業」を推進します。
---------------------------------	--

基本目標 4 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり

<p>(1) 高齢者虐待防止の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の権利擁護について、啓発リーフレットの配布や講演会等を通じて広く市民に周知し、認知症や介護を要する状態になっても、安心して自分が望む幸せな生活を実現できるよう支援していきます。 ○高齢者虐待の事案に対応する行政及び地域包括支援センター職員の確保、体制の整備に努めるとともに、対応技量の維持・向上を図ります。また、高齢者虐待に関する相談・通報等を受けた場合には、行政や地域包括支援センター職員を中心としたチーム対応により適切な事案対応を行います。 ○虐待相談の中核的機関である地域包括支援センターは、地域の見守り体制の強化を支援するとともに、行政や支援専門機関等と連携し、地域の高齢者の虐待防止ネットワークづくりを推進します。 ○高齢者を一時的に保護するための居室（緊急シェルター）の確保に努めるとともに、「老人福祉法に基づく措置」等を活用し、高齢者の安全確保に努めます。 ○養介護施設従事者等に対する高齢者虐待や身体拘束に関する研修等の実施とともに、大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会等と連携した指導及び支援を実施することで、施設等における身体拘束等の虐待防止を図ります。
<p>(2) 成年後見制度の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の理解を促進するため、啓発用パンフレット、市ホームページ等を活用し、幅広く市民や関係団体等への制度周知を進めます。 ○地域包括支援センター、CSW、社会福祉協議会、自治会や民生委員等をはじめ、医療・介護関係者や金融機関等の民間事業者との連携を図り、各分野の活動から制度利用が必要な人の早期発見に繋がるよう取り組みます。 ○本人や親族による後見開始等の申立てが困難、または適切でない場合は、「市長申立て」により適切かつ迅速に手続きを行います。また、低所得者にかかる申立て手続き費用や後見人等の報酬費用の負担軽減について取り組みます。 ○様々な機会を通して市民の地域貢献ニーズを掘り起こし、より多くの「市民後見人」を養成するとともに、フォローアップ研修の実施など、継続的な活動支援に取り組みます。 ○市民後見人の受任が進むよう対象者とのマッチングを検討し、市民後見人の制度利用の促進を図ります。

基本目標 5 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

<p>(1) 高齢者にやさしい住環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○将来も安心して生活でき、住み続けられるまちを支える公共交通を目指し、高齢化の進展に対応した公共交通の実現のための取り組みを実施します。また、モックルコミュニティバスの運行や路線バス車両の低床化や超低床化(ノンステップ)を促進します。 ○住宅改修が必要な高齢者に対して、必要に応じて作業療法士等の専門家による高齢者住宅改修指導などを実施し、より効果的な自宅のバリアフリー化が行えるよう支援します。 ○「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等、多様な高齢者向け住まいが整備されていくなか、高齢者自らがライフスタイルや将来も含めた介護ニーズに見合った住まいを適切に選択できるよう、関係機関と連携し情報提供の充実を図ります。
<p>(2) 災害時等における高齢者支援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等に努めます。 ○日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時の人材サポートや代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を進めます。

基本目標 6 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

<p>(1) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が生きがいに満ちた豊かな生活を送れるよう、各年齢層により異なるニーズに合った催しや同じ嗜好を持つ人と交流ができる機会の充実に努めます。また、地域において子どもたちと高齢者がふれあえる場など世代間交流の機会の充実を支援します。 ○老人クラブ活動の活性化をめざし、友愛訪問や社会奉仕活動、スポーツ活動などを支援します。 ○地域就労支援センターでは、コーディネーターが相談を受け、ハローワーク河内長野（河内長野公共職業安定所）・OSAKAしごとフィールドなどと連携し、就労支援を行います。 ○高齢者のキャリアや意欲に応じて就労できる環境を整え、事業者の雇用ニーズと高齢者の就労ニーズのマッチングを図ります。 ○高齢者の生活の安定とともに生きがいづくりと社会参加の促進を目的として活動するシルバー人材センターの円滑な運営を支援します。
--------------------------------	---

介護保険事業等の今後の見込み

1. 介護保険事業の利用者数の見込み

第8期における介護保険事業の被保険者数、要介護・要支援認定者数及びサービス利用者数について、今後の見込みを整理した結果は次のとおりです。

今後とも介護や支援を必要とする高齢者が、必要なサービスを安心して受けられるよう、サービス提供体制の確保と質的な充実を図ります。

(単位：人)

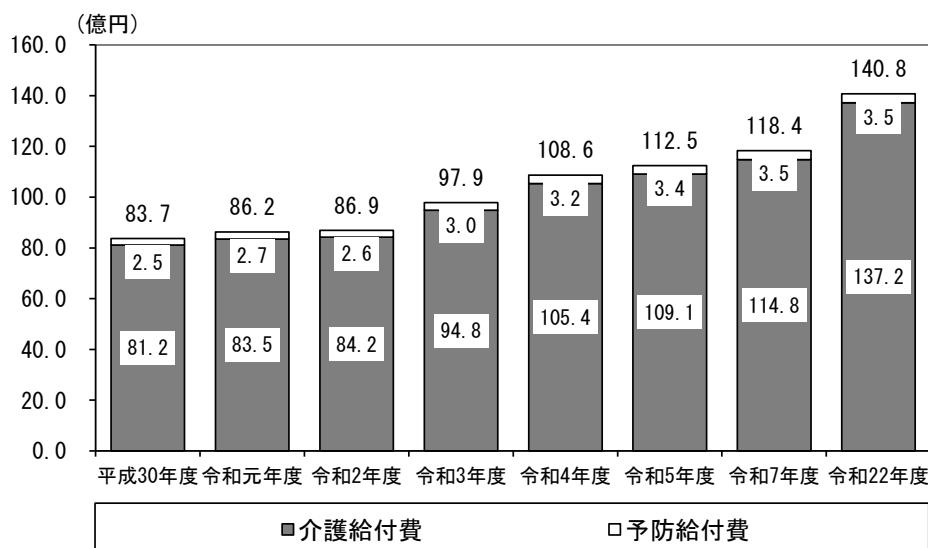
		実績値	推計値				
		第7期	第8期		第9期	第14期	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口		103,552	102,160	100,738	99,251	96,299	70,510
高齢化率		34.9%	35.6%	36.2%	36.8%	38.1%	46.8%
被保険者数	第1号被保険者	36,125	36,402	36,468	36,537	36,676	33,015
	前期高齢者	17,541	17,603	16,687	15,840	14,389	13,012
	後期高齢者	18,584	18,799	19,781	20,697	22,287	20,003
	第2号被保険者	33,943	33,367	32,829	32,300	31,270	19,875
要介護・要支援認定者数	総数	7,087	7,435	7,767	8,023	8,485	9,402
	要支援1・2	2,207	2,364	2,474	2,554	2,703	2,685
	要介護1～5	4,880	5,071	5,293	5,469	5,782	6,717
介護保険事業利用者数	居宅・地域密着型サービス (居宅介護支援利用者)	3,057	3,238	3,329	3,476	3,703	4,296
	介護予防・地域密着型サービス (介護予防支援利用者)	749	858	921	952	1,008	1,008
	居住系サービス (グループホームなど)	306	327	353	361	370	428
	介護保険施設 (特別養護老人ホームなど)	706	759	869	874	894	1,048
	合計	4,818	5,182	5,472	5,663	5,975	6,780

※被保険者数・認定者数は各年9月末現在、利用者数は月あたりの利用者数を示します。

※令和2年度の介護保険事業利用者数は見込み値

2. 介護保険サービス総給付費の見込み

総給付費は経年的な増加傾向にあり、計画期間最終年度の令和5年度には約112億5千万円に、令和7年度には約118億4千万円に、令和22年度には約140億8千万円に達すると見込まれます。



※端数処理の関係上、各事業の計は一致しない場合があります。

3. 第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

介護保険総事業費から調整交付金、介護給付費準備基金取り崩し等を踏まえて、第8期計画期間における賦課総額を見込みます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
A 標準給付見込額	10,356,112	11,446,705	11,847,043	33,649,859
B 地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業）	407,133	416,374	419,771	1,243,278
C 地域支援事業費見込額（包括的支援事業・任意事業・社会保障充実分）	219,161	219,398	220,077	658,636
D 介護保険総事業費（A+B+C）	10,982,406	12,082,477	12,486,891	35,551,773
E 第1号被保険者負担分相当額（D×23%）	2,525,953	2,778,970	2,871,985	8,176,908
F 調整交付金相当額（(A+B)×5%）	538,162	593,154	613,341	1,744,657
G 調整交付金見込額	339,042	425,885	462,459	1,227,386
H 介護給付費準備基金取崩額	-	-	-	1,027,940
I 財政安定化基金取崩による交付額	-	-	-	0
J 市町村特別給付費等	-	-	-	3,600
K 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	-	-	-	85,000
L 保険料収納必要額（E+F-G-H+J-K）	-	-	-	7,584,839
M 予定保険料収納率	-	-	-	99.20%
N 賦課総額（L/M）	-	-	-	7,646,007

※端数処理の関係上、各項目の計は一致しない場合があります。

4. 第1号被保険者の介護保険料基準額

第8期計画期間における保険料段階は、安定的な財政運営を実施していくために、負担能力に応じた負担割合とする考えに基づき、全13段階とします。

第8期計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は月額5,840円です。

段階区分	対象者	基準額に対する負担割合	保険料額（円）	
			年額	月額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	基準額 ×0.30	21,024	1,752
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人 	基準額 ×0.45	31,536	2,628
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人 	基準額 ×0.70	49,056	4,088
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人 	基準額 ×0.85	59,568	4,964
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税（世帯は課税）で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人 	基準額	70,080	5,840
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 	基準額 ×1.10	77,088	6,424
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の人 	基準額 ×1.25	87,600	7,300
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 	基準額 ×1.50	105,120	8,760
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人 	基準額 ×1.60	112,128	9,344
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 	基準額 ×1.70	119,136	9,928
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 	基準額 ×1.80	126,144	10,512
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 	基準額 ×1.90	133,152	11,096
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 	基準額 ×2.00	140,160	11,680

介護保険料算定に係る第7期計画との比較

(単位：円)

	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第8期と第7期 の差額 (第8期-第7期)
A 標準給付費見込額	30,666,660,080	33,649,859,203	2,983,199,123
B 地域支援事業費見込額	1,598,442,000	1,901,913,719	303,471,719
C 介護保険総事業費 (A+B)	32,265,102,080	35,551,772,922	3,286,670,842
D 第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	0.0%
E 第1号被保険者負担分相当額 (C×D)	7,420,973,478	8,176,907,772	755,934,294
F 調整交付金乖離額	467,474,904	517,270,846	49,795,942
G 財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0
H 財政安定化基金取崩による交付額	0	0	0
I 市町村特別給付費等	3,600,000	3,600,000	0
J 介護給付費準備基金取崩額	518,000,000	1,027,940,040	509,940,040
K 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	—	85,000,000	85,000,000
L 保険料収納必要額 (E+F+G-H+I-J-K)	7,374,048,382	7,584,838,578	210,790,196
M 予定保険料収納率	99.10%	99.20%	0.10%
N 賦課総額 (L/M)	7,441,017,540	7,646,006,631	204,989,091
O 所得段階別加入割合補正後被保険者数	106,911人	109,103人	2,192人
P 保険料基準額 (年額) (N/O)	69,600	70,080	480
Q 保険料基準額 (月額) (P/12)	5,800	5,840	40

計画の推進体制

計画の進行にあたっては、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される「河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会」において年度ごとの施策の進捗状況を把握するとともに、施策の点検・評価と必要に応じた見直し等を行うことにより、適正な進行管理を行います。

計画を着実に進めていくために、庁内の関係課をはじめ、国・大阪府・関係機関と連携しながら、総合的な取り組みに努めます。また、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

介護保険制度を安定的に運用していく上で、介護保険の制度等について理解いただくことが重要であるため、市広報紙やホームページなどで、制度説明や介護保険のサービス給付の状況を積極的に情報提供していきます。

第8期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
【概要版】

令和3年3月

編集・発行：河内長野市 市民保健部 高齢福祉課・介護保険課

〒586-8501

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

TEL 0721-53-1111 (代表)

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>